



資源物の朝出しにご協力を

市民の皆さんが「ごみ一時集積所」に出した資源物(新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、金属など)が持ち去られる行為が後を絶ちません。

資源物の持ち去り行為は、決められた収集日の前日の夜間に多く発生しているため、前日から出さずに、当日の朝に出すようご協力をお願いします。朝出しができない人は、市内にある6カ所のエコ・ステーションをご利用ください。また、地域によっては、リサイクル資源の回収活動(廃品回収)を行っていますので、ご利用ください。



ごみ一時集積所に出された資源物

資源物持ち去り防止パトロールを実施しています!

津市では、ごみ一時集積所を荒らしたり、危険運転を伴う資源物の持ち去り行為を防止するため、警察と連携して夜間・早朝のパトロールを実施しています。また、一部地域では自治会へ委託して行っています。パトロールは資源物収集日の前日の夜と当日の朝に、「環境パトロール実施中」の腕章、蛍光ベストを着用し、「環境パトロール実施中」を表示した車に乗って、ごみの朝出しの啓発、不審車両の監視、資源物の回収をしています。

資源物持ち去り防止のため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、持ち去り行為を発見した場合は、直接声を掛けるのは避け、発見した場所、時間、車両のナンバーなどを環境政策課(☎229-3258)または各総合支所地域振興課へご連絡ください。



パトロール車の表示



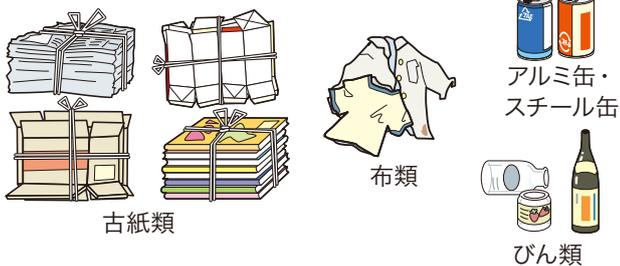
パトロール員の
蛍光ベスト



リサイクル資源回収活動を応援します!

ごみの減量化・再資源化を図るため、地域で自主的にリサイクル資源の回収活動(廃品回収)を行っている営利を目的としない団体(自治会や子ども会など)に、報奨金を交付しています。

回収活動の対象になるもの



回収活動団体の届け出

報奨金制度を利用するには、毎年度団体の届け出が必要です。回収活動を実施する前日までに行ってください。

報奨金額

集団回収したリサイクル資源量 1 kgにつき、6円の報奨金を交付します。

ただし、びん類は、1 升びんは 1 本 0.9kg、その他のびんは 1 本 0.6kg に重量換算します。

例えば

新聞を 5,000kg 回収して古紙業者に買い取ってもらった場合の交付金額

⇒ 5,000kg × 6円 = 3万円

古紙業者の買い取り金額が 2 万円とすると、合計 5 万円が活動団体の資金となります。



問い合わせ・申し込み 環境政策課 ☎229-3258 FAX 229-3354 各総合支所地域振興課



ごみは決められたごみ一時集積所に出しましょう!

ごみ一時集積所は自治会などで設置し管理しており、利用できる集積所も決められています。通勤途中など、決められた集積所以外の集積所には出さないようお願いします。